

令和7年農作業臨時雇用標準賃金のお知らせ

弘前市農業委員会

令和7年の農作業臨時雇用標準賃金を次のとおり設定しました。

経営計画の参考として、お役立てください。

なお、標準賃金ですので、当事者間で賃金を取り決める際の参考としてご利用ください。

(令和7年11月21日～)

作業名	単位	金額(円)	備考
雇用賃金	1時間	田植え	
		1,100	
		稻刈り	
		1,100	
		整枝せん定	
		1,500	
		人工授粉	
		1,050	まかない
オペレーター	1時間	摘花・摘果	
		1,050	
		袋かけ	
		1,050	抜き
		除袋・葉とり・収穫	
		1,050	
		農作業一般	
		1,100	
請負料金	10a	トラクター	
		1,200	
		乗用田植機	
		1,300	まかない
		コンバイン	
		1,300	抜き
		スピードスプレヤー	
		1,300	
		水田耕起	
		5,500	
		畑耕起	
		6,000	
		荒かきのみ (又は、代かきのみ)	
		5,700	
		荒代かき	
		7,100	機械・運転手付き
		田苗なし	
		6,700	
		植稚苗付き	
		19,500	まかない抜き
		機中苗付き	
		27,800	
		コンバイン 乾燥なし	
		16,700	
		乾燥まで	
		ロールベーラー(糸あり)	
		28,900	
		4,800	
		乾燥機	生脱穀
		1,500	
		スピードスプレヤー	薬剤費別
		1,000	7,500

※参考 青森県最低賃金は、令和7年11月21日から時給1,029円に改定されます。

※令和7年農作業臨時雇用標準賃金表は、令和7年11月21日発効の青森県最低賃金（時間額1,029円）を反映しています。改定後の最低賃金時間額を下回らないようご注意ください。なお、令和8年農作業臨時雇用標準賃金は令和8年1月頃に設定予定です。